

令和7年 8月定例

教育委員会会議 議事録

令和7年(2025年)8月19日

吹田市教育委員会

令和7年8月定例教育委員会会議

開催日時	令和7年（2025年）8月19日 15時30分～16時10分
開催場所	さんくす3番館4階 教育委員室
出席委員	教育長 大江 慶博 教育長職務代理者 安達 友基子 委員 和田 光代 委員 谷池 雅子 委員 杉本 貴志
欠席委員	委員 福田 知弘
出席説明員	学校教育部長 井田 一雄 地域教育部長 二宮 清之 教育監 植田 聰 学校教育部次長教育総務室長兼務 乾 裕 学校教育部次長学校教育室長兼務 須藤 涉 教育未来創生室長 薬師川 晃 保健給食室長 小西 正晃 教育センター所長 木谷 美香 地域教育部次長放課後子ども育成室長兼務 堀 哲郎 青少年室長 国本 光弘 教育未来創生室参事・指導主事 佐藤 弘宜 学校教育室参事・指導主事 荒木 大輔 学校教育室主幹・指導主事 畑田 将寿 学校教育室主幹・指導主事 速水 亮仁 江坂図書館長 谷川 敦子

議 事 日 程

令和7年8月19日
午後3時30分開会
さんくす3番館4階教育委員室

- 第1 議案第 40号 吹田市 新たな中学校部活動の在り方の策定について
- 第2 議案第 41号 吹田市立江坂図書館指定管理者候補者選定委員会委員の委嘱について
- 第3 教育長報告

議事内容

○大江慶博教育長

ただいまから、8月定例教育委員会会議を開会いたします。

本日、福田委員は欠席をされます。

署名委員に、杉本委員を指名いたします。

それでは、本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。

○乾裕学校教育部次長教育総務室長兼務

本日の傍聴席設置可能数は10席で、現在の傍聴希望者数は1名でございます。

○大江慶博教育長

それでは、本日の傍聴は10名まで許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○大江慶博教育長

異議なしと認め、本日の傍聴は10名まで許可をいたします。

傍聴者の入室を許可いたします。

－ 傍聴者着席 －

○大江慶博教育長

次に、本日の日程第2議案第41号については、公表することにより公正な選定に支障を来す恐れのある案件のため、日程第3教育長報告③については、公表に関し、保護者等関係者の意向を確認前であることから、吹田市教育委員会会議規則第5条第1項の規定により、秘密会とし、また、議事運営を効率的に行うため、日程第2議案第41号及び教育長報告③を最後に行う議事順序の変更を行いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○大江慶博教育長

異議なしと認め、日程第2議案第41号については、公表することにより公正な選定に支障を来す恐れのある案件のため、日程第3教育長報告③については、公表に関し、保護者等関係者の意向を確認前であることから、吹田市教育委員会会議規則第5条第1項の規定により、秘密会とし、また、議事運営を効率的に行うため、日程第2議案第41号及び教育長報告③を最後に行う議事順序の変更を決定いたします。

それでは、議事に入ります。

日程第1議案第40号「吹田市新たな中学校部活動の在り方の策定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○佐藤弘宣教育未来創生室参事・指導主事

日程第1議案第40号「吹田市新たな中学校部活動の在り方の策定について」御説明申し上げます。

部活動は、これまで学習指導要領における取り扱いの変遷をたどりながら、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、部活動顧問の指導の下で学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきました。

また、体力や技能の向上に加えて、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感・連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。

しかし、今日、学校を含め社会全体で働き方改革が叫ばれる中、学校教育に求められる資質能力や教育内容が増加すると共に、社会状況の変化に伴い教育的ニーズが多様化・複雑化しており、専門性や意思にかかわらず教員が部活動顧問を務めるこれまでの指導内容を維持することは一層難しくなっており、教員の置か

れている状況や文部科学省のガイドライン、地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議の最終取りまとめ等の内容を踏まえ、引き続き生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動の機会の保障が図られるよう、本市における新たな中学校部活動の在り方を策定するものでございます。

議案書 23 ページを御覧ください。

23 ページ、資料 2 は、本在り方の概要を示したものとなっております。本市の新たな中学校部活動の在り方、方向性につきましては、左の中央部分に 4 点でお示しをしております。

それでは、議案書の 3 ページからの資料 1、本在り方の詳細について御説明いたします。

4 ページを御覧ください。

本在り方は、「はじめに」「部活動の現状」「新たな部活動に向けての環境整備」「実施に向けてのスケジュール（予定）」「完全実施までの経過措置」の 5 つで構成をしております。

「部活動の現状」について、6 ページを御覧ください。

「1 部活動の位置づけと教育的意義」では、6 ページから 8 ページに学習指導要領における部活動の取扱いについて、8 ページ・9 ページには、地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議最終取りまとめに示されている「部活動改革の理念」を記しております。

「2 学校における部活動の現状」について、9 ページを御覧ください。

（1）では、直近 5 年間で生徒数が増加しているが部活動数が減少していること、（2）では、学校の規模により部活動数が増減することや、活動を希望する生徒と成り手となる顧問が共にいる場合でも、過度に部活動数を増加させると 1 部当たりの生徒数が減少し、十分に活動できなかったり、人数が満たされず大会等に出場できなかったりする場合があることを示しております。

「3 部活動業務に係る教員の実態」について、10 ページを御覧ください。

（1）では、部活動が超勤 4 項目に含まれていないことや、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務であること、（2）では、部活動が本市中学校教員の時間外在校等時間の理由の 1 番となっていること、（3）では、アンケート結果から、活動日数を少なく・活動時間を短くすることを希望する教職員が多いこと、また、昨年度からモデル実施をしております 5 校 5 部活動の外部委託事業者による指導について、おおよそ 3 分の 2 の教職員が希望していることを示しております。

続きまして、「新たな部活動に向けての環境整備」について、12 ページを御覧ください。

文部科学省が進める新たな地域クラブにおいては、学校との連携や部活動の教育的意義の継承・発展が求められており、生徒が安全かつ有意義に活動できる環境を整える必要があります。併せて、専門的な技術を有する指導者を確保し、効果的・効率的な活動を継続させることのできる組織的な体制や能力が必要となります。

「1 市全体での部活動管理体制」について、

（1）では、本市において生徒数が増加する中、約 8 割が部活動に入部しており、活動ニーズが非常に高い状況で活動の受け皿となる地域の担い手が不足していることから、部活動指導及び試合への引率、それらのマネジメント等を一連的に行うことのできる事業者に外部委託することを示しております。

（2）では、学校規模にかかわらず全ての生徒が市内で設置されている部活動に参加したり、部員の減少により大会やコンクールに参加できなくなることのないよう、拠点校部活動による参加体制の保障に努めることを示しております。

「2 合理的かつ効率的・効果的な活動を推進するための取組」について、15 ページを御覧ください。

適切な活動を推進するために、（1）では、委託事業者の役割を、（2）では、学校の役割をそれぞれ示しております。

「3 部活動の活動日数と活動時間」について、17ページを御覧ください。

先ほど御説明申し上げました、教職員・生徒のアンケート結果では活動日数を少なく、活動時間を短くすることを希望する教職員・生徒が多いことや、学校へのヒアリングを受け、次のように変更しております。

(1)の活動日数については、平日2日以上、土曜日及び日曜日1日以上の計3日以上を休養に充てる。(3)の活動時間については、平日1.5時間、土曜日及び日曜日は3時間を限度とする。また、土曜日及び日曜日には実施しない部活動については、3時間ではなく1.5時間を上限として平日に振り替えることができるということを示しております。

「4 管理運営に要する費用の負担」について、17ページを御覧ください。

外部委託による部活動運営のための費用が必要であるため、持続可能な活動となるよう一定の受益者負担を求めるなど、費用負担の在り方について、引き続き検討する必要があるとしております。

なお、18ページの第3段落に「受益者負担等については、公費との負担割合や具体的な費用を整理の上、部活動の外部委託化が完了する時期から徴収を想定しています。」と記しております。

「5 新たな中学校部活動を進めるに当たって」について、18ページを御覧ください。

「部活動の外部委託や拠点校化を進めながら、『部活動への教員の関わり方』や『最適な部活動数』『教育活動という観点から外部委託に適さない部活動』等について、課題整理を行うと共に、効果的かつ持続可能な部活動の在り方の検討を進めます。」とし、22ページの附則の1番には「本在り方は、国や大阪府の動向並びに関係室課と調整や実施計画・予算の手続等の進捗状況に応じて、見直し・改訂を行うものとします。」としております。

「新たな部活動に向けての環境整備」につきましては、以上でございます。

続きまして、「新たな部活動の実施に向けてのスケジュール(予定)」について、19ページを御覧ください。

実行会議最終取りまとめでは、令和7年度までの改革推進期間の後に、6年先の令和13年度まで「(仮称)改革実行期間」の設定が考えられております。現在、大会・コンクールを運営している中学校体育連盟等の関係団体においては、教員の力を借りている部分が多く、全国的に整備がされていない中、出場機会を保障するため、教員ではない外部委託事業者がどのように関わっていくのか、関係団体との協議・調整に時間を要する状況にあります。そのため、外部委託の拡充を図りながら、外部委託事業者との関わりについて、関係団体との協議・調整の中で整理を促し、令和9年度以降に完了を目指すものとしております。

続きまして、「新たな部活動完全実施までの経過措置」では、完全実施までの間、教員が部活動顧問を担う場合の取扱い、読み替えについて示しております。なお、21ページの(1)並びに22ページ(3)のように、活動日数や活動時間につきましては、17ページの外部委託事業者の場合と同様になるよう、変更しております。

最後に、22ページを御覧ください。

「附則」の2番では、本在り方は本日令和7年8月19日から適用するものとし、休養日・活動時間につきましては、外部委託の昨年度開始の5校5部活と、今年度開始の16校43部活動における契約期間の違いの関係から、契約期間の整う令和9年4月1日から適用するものとしております。

御説明は以上でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○大江慶博教育長

説明が終わりました。

それでは、この件について、御質問・御意見がありましたら、お願いします。

○和田光代委員

御説明ありがとうございます。6ページの現行の中学校学習指導要領では、部活動の位置づけや教育的意義についての記述がありますが、10年ごとに学習指導要領は変わっていきますが、今度改訂される際に、この記述がなくなつた場合はこの在り方が変更されることになるのでしょうか。

○佐藤弘宣教育未来創生室参事・指導主事

国全体の方向性や考え方が学習指導要領の改訂に伴って変わるので、その内容を踏まえて、見直しや改訂を行っていくものと考えております。

○大江慶博教育長

ほかに、御質問、御意見ありますか。

○安達友基子教育長職務代理者

「拠点校部活動による活動機会保障」という記述があったかと思いますが、これは今後、今ある部活動とは別に、新たに拠点校部活動をつくるという意味ですか。教えてください。

○佐藤弘宣教育未来創生室参事・指導主事

拠点校部活動は、生徒が在籍する学校にかかわらず、希望する種目等に入部できる環境を整えるということを目的としております。

現在、教員が顧問をしている部活動が外部委託されるタイミングで拠点校部活動に変更することを想定しておりますが、最終的には、学校規模や各校における設置の部活動数を踏まえて検討をしてまいりたいと考えております。

○大江慶博教育長

ほかに、御質問、御意見ありますか。

○杉本貴志委員

大学の運動部員に接していると、教員になって教科を担当すると共に、部活動の指導もしたいんだという学生が一定程度います。実際に、

そうして教員になっている先生方もいらっしゃると思いますが、そういう人たちは、今後、部活動の指導に一切関わなくなるということなのでしょうか。それとも、熱心に希望する先生であれば、それを続けるという仕組みを検討されているということなのでしょうか。

○佐藤弘宣教育未来創生室参事・指導主事

現在、部活動指導が中学校教員の時間外在校等時間の1番の原因になっている中、兼職兼業による指導時間につきましては、上限規制において通算されることから、実質的に教員の負担軽減にはつながらないということにもなりかねません。

現在において、他の自治体を見ておりますと、地域クラブ活動として兼職兼業を実施することを検討している、またはモデル実施をしているという自治体はございますが、部活動を維持したまま、それを委託し、そしてその委託業者に入って兼職兼業を行うという本市のシステムの中で兼職兼業を行う自治体につきましては、現在把握をしていない状況にあります。

16ページにもありますように、これらの課題等も含めた上で、部活動指導に係る今後の教員の関わり方について、さらに検討・整理が必要であると考えております。

○杉本貴志委員

そうすると、特に熱心に希望するという先生方については、検討課題ということで、それ以外の先生方については、今後、部活動に関わる業務負担というのは一切なくなるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○佐藤弘宣教育未来創生室参事・指導主事

指導がなくなるので、負担軽減は大幅に図られますが、完全になくなるというわけではありません。窓口担当教員として役割を担っていただき、活動場所の調整や生徒からの相談など、一定の業務は残るというものでございます。

○杉本貴志委員

そうすると、国が今進めていると聞いていますけれども、地域のスポーツクラブ、こちらに任せろというやり方に移行したほうが、一切先生方の負担はゼロになるような気もしますけれども、そういう道は考えられないということでしょうか。

○佐藤弘宜教育未来創生室参事・指導主事

国が進めております地域移行、地域展開におきまして、令和6年12月に一部改訂した中学校学習指導要領には、「当該学校の生徒が地域クラブ活動に参加している場合には、学校と地域クラブ活動の運営団体、実施主体との間で活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図り、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障することが必要である。」と記しております。

地域移行、地域展開をした場合においては、生徒が所属している各団体、主体と連携協力をそれぞれに行う必要があり、外部委託により各校が現在のように単一事業者との関わりを持つ現状の手法のほうが、情報共有等が容易かつ確実に行うことができるものと考えております。

○大江慶博教育長

ほかに、御質問、御意見ありますか。

○谷池雅子委員

保護者の受益者負担の在り方についてですけれども、全て無償化に向かっている現代では、逆の流れだと思うんですが、今、決まっていること、まだ決まっていないこと、検討していること等々、まとめて御説明いただけますか。

○佐藤弘宜教育未来創生室参事・指導主事

持続可能な部活動の運営ということで、一定の受益者負担が必要であるものと考えており、検討を重ねているところでございます。

本年5月の地域スポーツ・文化芸術創造と部

活動改革に関する実行会議の最終取りまとめ、こちらが今、文部科学省(スポーツ庁・文化庁)に投げられているわけですが、その最終取りまとめにおいては、受益者負担と公費負担とのバランス等の費用負担の在り方、そして、国において受益者負担の金額の目安等を示すことの必要性が示されております。

これを受け、文部科学省は、本年の冬頃に部活動に係る総合的なガイドラインの改訂を予定しております。そのガイドラインを参考にしながら、受益者負担等部活動の在り方について、さらに検討を重ねていきたいと考えております。

○大江慶博教育長

ほかに、御質問、御意見ありますか。

○安達友基子教育長職務代理者

今までの幅広い世代で多くの方が自分の経験として部活動を経験してきたと思うんです。それによるいろんな思いがあると思うんですけども、今回の新しい部活動になっていくと、先ほどから出ている受益者負担が生じることもそうですし、時間的にもかなり従前と比べると限定されたものになったりなど、かなり変わってくると、違うものになってくるんじゃないかなと思うんですが、そのあたりを踏まえて周知をどのようにしていくのか。これまでしてられたことも含めて、御説明いただけますでしょうか。

○佐藤弘宜教育未来創生室参事・指導主事

これまで委託を実施する部活動に在籍する保護者の皆様には、動画で説明をさせていただきました。また、「委託化はされないんですが、市の方向性を知りたい」という方もいてくださるかなというふうに思っておりますので、全ての保護者の皆様に説明の動画を見ていただけるような環境を整えてまいりました。

この在り方を通して、部活動の方向性につきましては、今までの形とは違うものになると認

識をしております。

学識経験者のお話の中では、10年に1回学習指導要領が変わる中で、子供たちの部活動の捉えが違うことがあります。学校の教員間でも捉えが違えば、保護者においても少し年代が違うと捉えが違うことがあります。新たな部活動をしっかりと御理解をいただくために、学校へは校長指導連絡会を中心に周知をしてまいります。また、併せて、保護者へも簡潔に整理をさせていただいた上で、「市報すいた」やホームページ等を活用しながら、今年度中に周知をしっかりとしてまいりたいと考えております。

○大江慶博教育長

ほかに、御質問、御意見ありますか。

○和田光代委員

感想というか意見なんですけど、学習指導要領の質問をさせてもらったんですが、あと何年かしたら公示が出て改訂されていくと思うんですけど、その中で心配だったのが、部活動の位置づけの記述がなくなった場合、教育委員会がそれを手放すのかということも心配になってきます。

そうなると、どこが所管していくのかなという心配もありますし、子供たちの居場所がどんどんなくなっていくことになりますので、できれば、そうなるときのことも想定をして、吹田市の教育委員会はどういうふうに考えるのかということも、今後検討してもらったらなというふうに思います。

いろいろ考えていただいてという中で、まだ手探りの状態だと思います。変更するところとか、こうしたほうがいいんじゃないかということを結論ありきではなく柔軟に対応していってほしいなと思います。よろしくお願ひします。

○佐藤弘宣教育未来創生室参事・指導主事

ありがとうございます。

国の方向性や社会の動きというのは、刻一刻と変化しているものというふうに認識をしております。社会の状況、周りがどのようになっているのかということをしっかりと注視しながら、22ページにありますように、「進捗状況等に応じて見直し・改訂を行うものとします」というふうに示させていただいております。社会の状況に合わせた形であるべき姿、持続可能な部活動を保障するようにしっかりと見直し・改訂を行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

○大江慶博教育長

ほかに、御質問、御意見ありますか。

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○大江慶博教育長

それでは、異議なしと認め、議案第40号「吹田市新たな中学校部活動の在り方の策定について」を承認します。

職員入替えのため、暫時休憩します。

— 暫時休憩 —

(職員入替え)

○大江慶博教育長

会議を再開します。

次に、日程第3 教育長報告①「各部からの報告事項について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○植田聰教育監

私からは、大きく3点、不登校フォーラム、臨海学習、そして、来週開催予定の吹田市教育研究大会、この3点を報告させていただきます。

1点目、不登校フォーラムです。これは8月2日、メイシアターで開催をさせていただきました。不登校が増加する中で、保護者支援とい

う目的で開催をさせてもらったものなのですが、昨年度は吹田市PTA協議会が主催で開催されました。今年度より吹田市PTA協議会と教育委員会共催で開催をさせていただきました。

当日は、吹田市PTA協議会の会長、それから市長の御挨拶の後、講演に入りました。本市スクールソーシャルワーカー(SSW)のチーフが「子供が学校に行けなくなったときどうすればいいか」をテーマにお話ししました。

その次には、第五中学校の指導教諭による講演ですが、当該教諭につきましては、吹田市進路保障協議会の事務局長をしておりますので、その立場で学校に行きづらい子供たちの進路ということで、進路指導についてのお話をさせていただきました。

その後、トークセッションとなりまして、実際に不登校を経験した子供たち、それから保護者の方、4名の方にお話をいただきながら、座談会形式で進めさせていただきました。

最後に、グループに分かれましてそれぞれ保護者の方の交流というところになります。この中には、先ほどのSSWや指導教諭も入らせてもらって、一緒にお話をさせていただきました。

こういう形で4時間ほどさせていただきましたが、最後、保護者の方の感想といたしまして、「声に出せなかった思いを代弁してもらえた。」とか、「孤独感が和らいだ。」、また「地域に支え合える仲間がいることが実感できた。」というような感想をいただいております。

主催するこちらとしても、このフォーラムについては、非常に有意義だったなと思っておるところです。

次に、臨海学習の様子を報告させていただきます。

山田第三小学校では、7月23日から一泊二日で福井県の若狭和田ビーチに行きました。初日は、バスで学校を出発し、お昼に現地に着いて昼食の後、水慣れ、それから海で泳ぐ練習等をしました。

1日目は、そういう水慣れ等が中心になりますが、夜には砂浜、浜辺のほうでサンドアート

とか、キャンドルを使ったレクリエーション的なものも楽しみながら初日を終えました。

2日目は、午前中前半には水慣れと海に慣れることをして、メインイベントとなる遠泳です。160メートルぐらい遠泳をしました。こういう形で一泊二日を終えています。

臨海学習ですが、35校中今年度は9校の実施でした。年々少しずつ減っているんですが、遠泳の臨海学習は、水難事故から自分の命を守るだとか、大きなこういう体験を通じて目標に向かって仲間と一緒に練習して、実際にやってみて成功体験を増やすというようなことを目的にやってきました。

そういう中で、吹田の子供たち、平泳ぎで200メートル泳げるというのも全国的に有名な話になっていますが、コロナを挟んで、実際水泳指導等がなかなかできない時期もあり、それに加えて、昨今の暑さ、熱中症の対策というところ、また働き方改革の中で行事の精選、また保護者からの様々な賛否のお声もありながら、この臨海学習を止めて体験活動、例えば岬町の海洋センターのほうに行っての水上での体験活動とか、そういうものに変わっていっている学校も増えてきているところです。

最後に、3つ目ですが、6月の協議会でも少し御報告をさせていただいているところですけれども、今年度、吹田市の教育研究大会、吹田の教員が一堂に集まって行う研修会ですけれども、来週8月26日メイシアターで開催の予定です。

このほうでも一昨年度、第4期教育振興基本計画の中でも、目まぐるしく変化する社会で一人一人が社会の担い手となること、また、そして社会全体のウェルビーイングの向上を目指しというのが、基本計画にもうたわれています。そういう中で、今年度、「学校現場におけるウェルビーイング」をテーマに、武蔵野大学のウェルビーイング学部長、前野隆司教授をお迎えしての開催を予定しています。

子供たちのウェルビーイングを高めるためにも、教職員のウェルビーイングを確保するこ

とが必要と考えており、そういう中身を研修で勉強していきたいと考えています。

○大江慶博教育長

では、この件について、御質問、御意見等、ございませんか。よろしいですか。

では、続いて、地域教育部からの報告をお願いします。

○二宮清之地域教育部長

次に、地域教育部から、5点、報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず、1点目、夏の図書館活動について。

図書館では、毎年夏休み期間中に、子供たちへの読書支援の取組として、図書館の司書が過去1年間に出版された図書の中から、子供たちに読んでほしい本を厳選し、その図書を紹介した「夏休み文庫」の冊子を作成し、配布しています。

冊子は2種類あり、幼児から小学生対象に「もうよんだかな?」、中高生の世代を対象に「てくてく」の冊子を作成しています。冊子の配布と合わせて、紹介した本を並べた特設コーナーも8月31日まで各館に設置しています。

「てくてく」の冊子の後半は、中学生から18歳の編集委員が企画・作成した特集ページとなっています。編集委員は、10月から翌年2月頃までを活動期間とし、月1回程度の会議に参加して、紹介する本を選び、本の紹介文や表紙や特集ページを飾るイラストを手分けして書いてくれています。こちらの編集委員の活動の様子は、9月の教育だより「吹田の教育のいま」で紹介を予定しております。

そのほか、夏休み期間中、各館で工作や人形劇、おはなし会、1日図書館員など、様々な催しを開催し、図書館への来館を促進しています。

次に、2点目、夏休みの自習室の開設について。

教育、学びへの支援の取組の一つとして、学校の長期休業期間中に公共施設の諸室を活用

して、無料で使える自習室を設置する取組を進めています。地域教育部内では、図書館6館、子育て青少年拠点夢つながり未来館、青少年クリエイティブセンター、博物館、地区公民館20館で開設しております。

また、そのほか児童部所管の児童センターなどでも開設しており、施設ごとに小学生から大人まで利用できます。

次に、3点目、青少年クリエイティブセンターの夏の取組について。小学4年生から6年生までの計26名の子供たちが、滋賀県高島市にある、吹田市立自然の家、愛称もくもくの里で開催した「クリティキャンプ」に参加しました。

初日、まずは川遊びを行いました。冷たい川で涼を感じるだけでなく、もくもくの里の職員が投網で捕まえた魚を観察しました。その後、班に分かれての夕食のカレー作りを行いました。各班で話し合い、自分たちで役割分担を決めて各々協力しながら食事を作りました。

夕食後はキャンプファイヤーを行いました。出発して間もない頃は、話すことも少なかったのですが、この頃には違う学校の、あるいは違う学年の友達と仲よく楽しく交流ができていました。

2日目は、魚つかみをしました。捕まえた魚は、この日の昼食になります。大騒ぎをしながら自分たちで内臓を処理、串打ちまでも行い、もくもくの里の職員に焼いてもらいました。魚が苦手な子も頑張って一口食べてみると、「おいしい」と思わず言葉に出る光景も見受けられました。命を頂くことを直に味わう貴重な体験ができたと考えております。

魚を焼いてもらっている間は、アーチェリー体験などのフィールドワークや、施設内の池や林で昆虫などの生き物を観察する自然散策等を行いました。

この2日間を通して、大自然を満喫すること、仲間と協力して取り組むことの大切さを、 participated in the experience. The children enjoyed the various activities and learned a lot about nature and teamwork. They also had a great time socializing with their peers from different schools. Overall, it was a successful and memorable experience for all involved.

そのほか、青少年クリエイティブセンターでは、ふだんから施設開放として体育館や屋内遊戯室、自習室や図書室を、市内の青少年を対象に提供しています。この暑い時期に涼しい図書室や自習室で勉強したり、遊戯室で友達と遊んだりと、夏休みの居場所として小中学生を中心に毎日ぎわっております。

次に、4点目、吹田市若狭町リーダー交歓会について。この事業につきましては、昭和45年の日本万博博覧会、いわゆる大阪万博に福井県三方町、現若狭町の子供会を招いて、本市の子供会と交流したことをきっかけに、両市町で交互に毎年開催場所を変えて実施し、子供会の中高生リーダーの育成と交流を深めることを目的に開催しています。今年で53回目を迎え、8月8日から8月10日の二泊三日で、若狭町の参加者を本市に迎え入れました。本市11名、若狭町11名の合計22名の小学生が参加しました。

交歓会中は、本市の自然体験交流センターに宿泊し、太陽の塔の内覧やニフレルの見学、キャンプファイヤー、お別れパーティーなどのプログラムを組み入れ、盛況のうちに開催することができました。

1970年の大阪万博を契機に、吹田市と若狭町の交流事業として半世紀以上にわたって開催してきました。しかしながら、近年、両市町とも少子高齢化の進展や、ライフスタイルの変化などにより、子供会活動が減退し、参加児童や中高生リーダーも減少してきたため、交歓会の運営が非常に困難になっていることから、今年開催されている大阪・関西万博を節目に、今回をもってこの交歓会を廃止することになりました。

最後に、5点目、こちらにつきましては、スライドはありません。

子ども・若者支援地域協議会の取組について。本市では、子ども・若者育成支援推進法に基づき、吹田市子ども・若者支援地域協議会を設置しております。7月15日には、構成機関である各支援機関の実務担当者向けに研修を行いました。

参加者は、構成機関のうち、市内公立高校の吹田高校、教育センター、学校教育室、家庭児童相談室、吹田子ども家庭センター、子ども・若者総合相談センター、社会福祉協議会、NPO法人など、22名の参加がありました。

今年度においては、義務教育を修了し、各種制度の狭間で支援が手薄になる年齢である高校生年代への支援について、事例を活用しながら支援の見える化に取り組んでいます。

今回の研修においては、日常的に高校生と接している吹田高校の養護教諭から、事例1として、ゲームがやめられず、両親とコミュニケーションを取るのが難しく、家出や学校の無断欠席を繰り返している生徒のケースと、事例2として、生物学的な性別は男性だが、性自認は男性ではない、女性とも決められないというケースで、体育の授業や制服などについて、配慮を行っているケースの提供をいただきました。

これらの事例について、こども家庭庁のこども・若者支援体制整備及び機能向上事業を活用し、派遣された専門講師から、ケーススタディのポイントをお聞きしました。

事例について、対象者を見立て、仮説を立てるのですが、自分の経験や知識などの思い込みで分析していないか、提供された情報の中で見立ての根拠となるエビデンスがあるかどうかなどの注意点を踏まえて、それぞれのグループで検討しました。

その後、グループごとに発表し、発表されたコメントに対して、講師からのアドバイスをもらいまとめていきました。このワークにおいて、思いや見立てだけで支援を進めるのではなく、エビデンスを基に対象者を見立てることの重要性を理解するとともに、支援対象者へのアプローチのスキルも身に付けることができました。

担当者同士、議論を重ねることで関係性を深めることもでき、非常に有意義な研修となりました。今年度は、引き続き10月、11月、2月にも実施してまいります。

報告は以上となります。

○大江慶博教育長

では、この件について、御質問・御意見等はございませんか。よろしいですか。

では、御意見もないようですので、教育長報告①「各部からの報告事項について」を終わります。

次に、教育長報告②「不登校対策 居場所サポーターの取組について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○畠田将寿学校教育室主幹・指導主事

議事日程第3 教育長報告②といたしまして、「不登校対策 居場所サポーターの取組について」御報告させていただきます。

初めに、令和7年度の配置状況についてです。本市では、教室に入れない・入りづらい・クルダウンが必要な児童生徒の居場所、個々の児童生徒に応じた学習保障の場として、校内教育支援教室を全小中学校に設置しており、その校内教育支援教室を担当する職員として「居場所サポーター」を令和7年度は小学校16校、中学校4校に配置しております。選んだ学校は、いずれも不登校や登校しぶりの児童生徒が多い学校になります。

居場所サポーターの勤務条件は、任用期間は4月1日から3月31日まで、長期休業期間は除きます。就業日は月曜から金曜のうち4日間で、就業時間は原則午前8時半から午後0時半の4時間です。

就業時間や給与については、その他の学校支援人材の配置について整理する中で、本事業の成果と課題、学校のニーズも踏まえ再検討していく必要も出てくるかと考えております。

次に、居場所サポーターが実際どのような役割を担うのかを御紹介したいと思います。

まずは、学校内に安心できる居場所を提供することです。そのために、児童生徒からの相談及び困り感などのカウンセリングや不登校、登校しぶり傾向にある児童生徒との関係づくり、友達同士をつなげる活動等、人間関係づくりの支援を行います。

次に、個別の学習支援です。児童生徒の個々の目標を設定し、教科書や一人一人に合わせた教材を活用して学習支援を行います。

また、学習用端末を活用した学習、教室とのオンライン授業が実施できるよう、学習環境の整備も行います。また、そのほかにも、個に応じた教材作成や図工・美術、音楽、技術・家庭科等の実技の実施、自学自習の支援も行います。

次に、実際にどのような人材が居場所サポーターになっているか御紹介させていただきます。

まずは、年齢層です。20歳から29歳が1名、30歳から39歳が5名、40歳から49歳が6名、50歳から59歳が4名、60歳以上が4名となっております。

男女比率は、男性が2名、女性が18名となっています。経歴別で言うと、元学校関係者が17名、内訳といたしましては、小学生教員3名、中学校教員7名、養護教諭2名、小学校長2名、学校関係で働いていた職員が3名です。ほかに、学校関係者以外の元一般職の方が3名となっております。

○速水亮仁学校教育室主幹・指導主事

次に、居場所サポーターが一日の中でどのような仕事をしているか、一例を御紹介したいと思います。

まず、児童生徒を迎えます。中には、保護者と一緒に登校する児童生徒もいて、なかなか離れることができなかったり、校門をくぐるのに勇気を振り絞らないといけなかったりする場面もあります。そんなとき、居場所サポーターが笑顔で迎えてくれれば、明るい気持ちで一日のスタートを切ることができます。

また、保護者からの引継ぎの場面で、居場所サポーターと保護者がコミュニケーションを取ることも大切な要素となっています。また、子供の不登校で悩んでいる保護者の相談にのったり、校内教育支援教室の利用を勧め、登校支援につなげるといったお仕事もしています。不登校支援においては、こういった保護者への

サポートも非常に重要な要素となっています。

次に、今日一日することの確認です。校内教育支援教室においては、自分が在籍する学級の時間割や学習進度に合わせて学習する児童生徒もいれば、中には自分でオリジナルの時間割を作成する児童生徒もいて、居場所サポーターはそれぞれの児童生徒に合わせてサポートを行います。

学習内容については、学級担任と連携を取って決めており、クラスの児童生徒と同じ進度で学習を進める子もいれば、休んでいるときの授業内容を補填する内容を学習する子もいます。居場所サポーターは教員免許を有していることから、これらの個々のニーズに合わせた学習支援も可能となっております。

次に、オンラインによる支援です。学習用端末のマイクロソフトチームズを使って、家と教室、家と校内教育支援教室、時には校内教育支援教室と教室をオンラインで結んで学習したり、友達と交流したりすることもできます。

スライド9枚目は、校内教育支援教室の利用のルールを児童が書いたものです。校内教育支援教室の利用が増えてくると、その中でも人間関係が発生することから、集団で過ごすルールが必要となっています。このルールも居場所サポーターと児童たちで決めながら、校内教育支援教室を安心して過ごせる場所にしています。

次に、教員との連携です。現在、配置校には必ず教員の中から担当者を1名置いてもらい、居場所サポーターとの連携役を担ってもらっています。居場所サポーターは、午後0時半までの勤務が終われば帰ってしまうので、この担当者が居場所サポーターと教員をつなぐ非常に重要な役割を果たしています。

また、この担当者は、校内教育支援教室や居場所サポーターの取組を校内でどのように運営していくかを提案し、学校全体での取組についていく働きかけも行っています。

最後に、報告書の提出です。本事業は、不登校支援の核となる事業です。そのため、各学校の課題に即した指標を適切に設定し、配置した

ことの成果と課題を把握、整理しながら、市教育委員会も積極的に介入し取組の効果を上げなくてはなりません。そのため、学校には毎月報告書の提出を求め、学期ごとに設定した指標についてどのような効果が上がっているか、上がってないなら、なぜ上がってないのかを分析させ、短いPDCAサイクルを回しながら、单年度で効果を上げるよう働きかけています。

○畠田将寿学校教育室主幹・指導主事

次に、居場所サポーターを配置したことによる成果です。

まずは、児童生徒の様子や声についてです。学校からは、①昨年度から校内教育支援教室を利用している児童Aは、引き続き校内教育支援教室を利用することで登校してきている。

②年度初めは、他の教室へ行くことを拒んでいた児童Bだが、居場所サポーターとの関わりを重ねることで、学校で過ごすことに安心感を持ち、給食時間に教室や特別支援教室へ行こうとする姿勢が徐々に見られるようになった。

③昨年度は、主に保健室登校していた児童Cが、今年度から校内教育支援教室を利用するようになり、登校した日は居場所サポーターと会話したり、一緒に学習したりして過ごしている。

④生徒Dは、教科によって教室へ入る時間もあり、教室にいづらい時間は校内教育支援教室に来て過ごしており、自分のペースで学校での生活を送ることができている。

⑤生徒Eは、校内教育支援教室を利用するようになってからは8時半に登校し、6時間目終了まで学校で過ごすようになった。

⑥5月から教室へ入りづらさやいづらさを感じている児童数名が新たに利用し始めており、校内教育支援教室で安心して過ごせるという声が上がっている。

といったような声を聞いております。

次に、保護者の様子や声についてです。

①日曜参観時に、校内教育支援教室の様子を見学してもらえた。また、別の日には、校内教育支援教室で理科室とチームズをつないでい

る様子や学習をしている様子を見てもうと共に、居場所サポーターと保護者が校内教育支援教室での様子や家での様子を情報交換できた。

②「校内教育支援教室に行くようになってから、朝起きるのがスムーズになり、校内教育支援教室での活動やサポーターとのやり取りを家でよく話している。」との話があった。

③居場所サポーターが配置されたことで、手厚くサポートしてくれてありがたい。

という声が挙がっていると聞いております。

また、教職員との関わりの様子としては、

①遅刻の児童宅への電話や迎えといった対応ができており、担任と連携している。

②欠席が続くなど様子が気になる場合は、居場所サポーターから保護者に連絡を取り、担任と連携している。

③通級指導教室との連携で、校内教育支援教室から直接通級指導教室へ行ったり、通級指導教室の指導が終わってから校内教育支援教室に来たりができるようになった。

と働き方改革にもつながる意見をいただいております。

次に、見えてきた課題と対応です。

配置校からは、午前中勤務のため、打合せ時間の確保ができず、対象児童の担任等との情報共有や連携、引継ぎがスムーズにいかないことがあると聞いておりますが、一方で、配置がない日や時間があることで教職員が子供たちと関わる意識が生まれるという意見も聞いております。

今後も、配置による成果や課題を整理し、適切な配置に向けて研究を進めてまいります。

もう一つの課題が、人材育成のための研修です。居場所サポーターは、学校に1人の配置となっているため、他の居場所サポーターと交流する機会や専門的な知識を身に付けるための研修の機会が必要となります。現在は、勤務時間や出張旅費の関係から集合型では実施はできません。教育支援教室の支援員対象の研修の紹介等はしておりますが、今後はあるくの

森とも連携し、交流、研修の機会を確保すると共に、教育センターが作成した教育支援教室支援者ハンドブックも活用しながら人材育成に努めてまいります。

最後に、今後の方向性といたしましては、この居場所サポーターについて、校長・教頭指導連絡会・各担当者会・教育研究報告会等を通して、全小中学校にその取組を発信していきます。また、居場所サポーターへの研修を行い、スキルアップを図ります。今後は、居場所サポーターの適切な配置に向け、教職員と居場所サポーターの連携の在り方について研究を進め、好事例を共有していくことで、各学校の不登校対応に係る校内組織体制の確立を図り、新たな不登校児童生徒を生じさせない学校づくりを推進してまいります。

○大江慶博教育長

説明が終わりました。それでは、この件について、御質問、御意見はございませんか。

○谷池雅子委員

幾つか質問させてください。

1つ目は、校内教育支援教室を全校に整備されるというお話を伺いましたけど、学校訪問の中で、この部屋が急に校内教育支援教室になったり、図書室になったりみたいに見聞きすることがあります。要するに専用の部屋がなく、整備もしていないみたいな学校もまだあると思うんです。この居場所サポーターを配置した学校は、そういうことがなく全て専用の校内教育支援教室があるんでしょうか。それが1点目です。

○畠田将寿学校教育室主幹・指導主事

もともと居場所サポーターをモデル的に配置した学校について、会議室との併用という形で実施をスタートした学校もありましたが、居場所サポーターを配置したことによって、専用の部屋に変更したということはあります。

ですので、今配置している学校につきましては、全て専用の部屋があります。

○谷池雅子委員

次に、時間です。午前8時半から正午ぐらいまでということですが、大体登校しづらい子供は朝起きにくいと思うんです。8時半からのこの時間帯が良いのでしょうか。4時間、もう少し遅めの時間から遅めの時間まで、そういうことは検討されてないのでしょうか。

○畠田将寿学校教育室主幹・指導主事

個々の状況によって様々だと思いますので、まずは、朝の時間帯。朝、少し背中を押してあげるであったり、お迎えをすることであったり、そういったことによって、登校しぶり、不登校になる前に防げるというところを押さえたいなという狙いもありましたので、この時間帯でまずは設定しているというところです。

○谷池雅子委員

今お伺いして、8時半に迎えがあるんだろうなど理解しました。正直言いまして、居場所サポーターのお仕事が膨らみ過ぎていませんか。要は、ここにいたら安心だと、決まった人がいて、信頼できる人がいて安心だから学校に行くと。そこが譲れないところですよね。

プラス、迎えにいって、勉強も教えて。全員教員免許を持っているというお話でしたけど、一般職の方が3名いらっしゃいますが、どういう方がお聞きしようと思っていたんですけど。ちょっと膨らみ過ぎではないかと。通級の先生とは連携していますけど、例えば支援学級の先生とか、もうちょっと仕事を共有しないと、居場所サポーターの方の仕事が膨らみ過ぎるんじゃないかと。

何でそういう話をするかというと、他市では教員免許を持っている人だけでは足りないので、一般の方も入れている。子供が安心して来られる。そういう人だったらという、そういう形もありますので。そこは今後の検討課題かなというふうに私は思っております。どうでしょうか。

○畠田将寿学校教育室主幹・指導主事

委員、おっしゃっていただいたように、あまりにも幅を広げ過ぎると、何でも屋というふうになりかねないという懸念は我々も持っていましたが、今のところ、送り迎えも毎日というわけではなくて、あくまでベースとなるのは校内教育支援教室であり、それに附随する関係づくり。保護者と学校をつなげる一つとして、そういう活動もしていただいている。

ただ、業務内容につきましては、今後もやはり検討というか、居場所サポーターや学校からしっかりとヒアリングをした上できちんと精査していく必要があるのかなというのを考えております。

○谷池雅子委員

送り迎えだったら、親御さんができないところだったら福祉の方を使ってみたいなこともありますので。やっぱり原則にのっとってきちんと優先順位をつけて運用すべきじゃないかと。今のところではなくて、膨らみ過ぎないようにと思ったりします。

その一方で、やっぱり私が気になるのは、1日抜けますよね。月火水木金のうちの4日ですから。そのときに、ほかの教職員と関わる意識が、との話でしたけど。往々にして、もともとの教員の先生とうまくいっていないという、そういう子供が多い中で、やっぱりそれはある意味、毎日来てもらうようにしたほうがいいんじゃないかなと思ったりもするんですけど。その辺の検討はいかがでしょうか。

○畠田将寿学校教育室主幹・指導主事

実際、居場所サポーターの先生がいる時間帯については一番安心できると。その上で、先ほど申し上げた意識というところもそうなんですかけども、この先生がいないなら逆に教室に行ってみようかなという子が出てきたりとかという話も聞いたりします。それが全てではないとは思いますが、本来的な目的で言うと、校内教育支援教室は教室以外で安心できる居場

所の提供というところですので、教員も含めて、これは居場所サポーター任せになるのではなくて、全教職員で学校が組織として関わるべきであると思います。

学校としては、人がいればいるほどありがたいというのは間違いないですが、そういったことも含めて、検討を進めていかなければならぬと考えております。

○谷池雅子委員

他市の取組とかを見ても、やっぱり新たに不登校を出さない意味で有効だというのは聞いているんですよ。ですから、この令和7年度に配置した20校で、前と比べて新規の不登校の発生がどうなっているかということ、それと、配置されていない学校との比較をきっちりと聞いていただきたいと思います。全校配置に向けて検討していただきたいというふうに思います。

○大江慶博教育長

ほかに御質問ありませんか。よろしいですか。では、教育長報告②「不登校対策 居場所サポーターの取組について」を終わります。

ここからは、既に秘密会と決しておりますので、恐れ入りますが、傍聴の方は退室をお願いいたします。

暫時休憩します。

－ 傍聴者、退室 －

－ 秘密会 －

○大江慶博教育長

ここで秘密会を解きます。それでは、これをもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、8月定例教育委員会会議を閉会いたします。